

質問①； 04特記仕様書、3編2-6-1に路盤工の締固めは密度で管理するものと記載あります。路盤工には上層路盤の他に、基盤工の下層路盤も含まれるのでしょうか。

回答①； 基盤工の下層路盤も含まれています。

質問②； 05 特記仕様書(追記)、3.路盤工の 1.に本工事は、路盤材を砕石(セメント系コンクリートのみを使用した再生材)の記載があります。「屋外スポーツ施設の建設指針」における参考資料「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流失抑制に関するガイドライン」では、浸透性の高い下地舗装で表面排水を減らし地中浸透水を増やすとありますが、JFA のロングパイル人工芝ガイドラインでも基盤の透水性基準値が求められています。路盤の透水機能を高める為の路盤材変更は契約金額の変更対象となるのかご教授ください。

回答②； 本工事では、路盤の透水性基準値は求めないものとし、砕石(セメント系コンクリートのみを使用した再生材)を採用するものとします。よって路盤の透水機能を高める為の路盤材変更は契約金額の変更対象とはなりません。

質問③； 05 特記仕様書(追記)では、施工管理は日本運動施設建設業協会会員であり運動施設施工技士あるいは登録運動施設基幹技能者の有資格者を配置とありますが、06 ロングパイル 人工芝特記仕様書の①では、(一社)日本運動施設建設業協会が認定する運動施設施工技士 あるいは登録運動施設基幹技能者による専門的な施工管理を行うとあります。これは配置技術者が(一社)日本運動施設建設業協会の認定の有資格者だけで無く、所属会社も日本運動施設建設業協会会員の必要があるとの条件でしょうか。

回答③； 配置技術者が(一社)日本運動施設建設業協会認定の運動施設施工技士あるいは登録運動施設基幹技能者であれば、所属会社が日本運動施設建設業協会会員である必要はありません。よって、05 特記仕様書(追記) 1.総則 2 施工管理の記載に誤りがありましたので下記のとおり修正します。

【修正前】施工管理は、その専門性から日本運動施設建設業協会会員であり、運動施設施工技士あるいは登録運動施設基幹技能者の有資格者を配置すること。
(協会会員及び有資格者については、施工計画書等に記載すること)

【修正後】施工管理は、その専門性から一般社団法人日本運動施設建設業協会が認定する運動施設施工技士あるいは登録運動施設基幹技能者の有資格者を配置すること。(有資格者については、施工計画書等に記載すること)

質問④； 05 特記仕様書(追記) 3.路盤工 1)縦横断形状は適正な勾配を確保した上で平坦に仕上げ、確認する。(目標平坦性 2.4mm 以下)と記載がありますが、目標平坦性の管理につきまして、基層アスファルト(上層)における平坦性の測定値になっていませんか。
回答④； 05 特記仕様書(追記) 3.路盤工 1) に記載のある目標平坦性 2.4mm 以下は、基層アスファルト(上層)における平坦性の測定値になっていたため、(目標平坦性 2.4mm 以下)は削除し、以下のとおり修正します。 【修正前】縦横断形状は適正な勾配を確保した上で平坦に仕上げ、確認する。(目標平坦性 2.4mm 以下) 【修正後】縦横断形状は適正な勾配を確保すること。
質問⑤； 05 特記仕様書(追記)では、完成したピッチは J F A の公認は取得はしないとありますが 同等の水準が求められていると承知しておりますが、品質管理において人工芝フィールド 試験に使用する機器と同等の試験機器で測定を実施し、満足する数値を得ることと あります。フィールドテストには人工芝敷設前(下地舗装検査)で 3 項目とピッチが 完成した時点の(人工芝敷設後) 7 項目+敷設人工芝の素材特定および同一性検査がありますが、その試験項目すべてを実施し、満足する数値を得るとの理解で宜しいでしょうか。
回答⑤； 品質管理において、人工芝フィールドテストの人工芝敷設前(下地舗装検査・下部構造特性)の 3 項目(傾斜・平坦性・基盤の透水性)は不要とし、ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の 7 項目+敷設人工芝の素材特定および同一性検査の試験項目を実施してください。
質問⑥； 05 特記仕様書(追記)、3.路盤工の 1.の文中に 路盤工は平坦性を重視し、仕上げるものとする とあり、1) 縦横断形状は適正な勾配を確保した上で平坦に仕上げ、確認する。(目標平坦性 2.4 mm 以下)とあります。また、5) に路盤施工完了後、平坦性試験を行い 確認することとありますが、試験方法及び試験機器は 6.施工管理、3.品質管理に記載の (一財)カケンテストセンターがフィールドテストの下地検査で使用する機器と同等の 機器で宜しいでしょうか。
回答⑥； 回答④及び⑤のとおり路盤施工完了後の平坦性試験は不要となりますので 05 特記仕様書(追記) 3.路盤工 1. 5) の記載につきましては削除するものとします。よって、下地検査に伴う試験方法及び試験機器につきましても不要となります。
質問⑦； 05 特記仕様書(追記)、6.施工管理、2 出来形管理、2) 路盤工において、標高較差は個々の 測定値で-5mm までとすると記載がありますが、上層路盤計画高に対しての実測高が マイナス 5 mmの精度を要する施工との解釈で宜しいでしょうか。また、プラス側の標高較差について求められる基準値はございませんでしょうか。ご教授のほどよろしくお願いいたします。

回答⑦： 05 特記仕様書(追記)、6.施工管理、2 出来形管理、2) 路盤工の記載に誤りがありましたので以下のとおり修正します。

【修正前】路盤工の標高較差は、個々の測定値で**-5mm** までとする。

【修正後】路盤工の標高較差は、個々の測定値で**±5mm** までとする。